



## 6 留意事項

### ① 現在処遇改善加算のⅠまたはⅡを算定している事業所

令和8年6月から、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱは「Ⅰイ」・「Ⅰロ」、「Ⅱイ」・「Ⅱロ」へ加算区分が変更されます。つきましては、2 提出書類について、次の表を参考に漏れなく御提出ください。

	加算区分	計画書	体制等に関する届出書	体制状況一覧表
4月～算定分	区分に変更なし	○ (4/15×)	—	—
	区分に変更あり	○ (4/15×)	○ (4/15×)	○ (4/15×)
6月～算定分	Ⅰイ	○ (4/15×)	○ (5/15×)	○ (5/15×)
	Ⅰロ			
	Ⅱイ			
	Ⅱロ			

### ② 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援事業所

令和8年6月から、【訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援】が処遇改善加算の対象となります。処遇改善加算を算定する場合、必ず届出が必要になりますので御留意ください。

	加算区分	計画書	体制等に関する届出書	体制状況一覧表
6月～算定分	算定なし	—	—	—
	算定あり	○ (6/15×)	○ (6/15×)	○ (6/15×)

※ 詳細は介護保険最新情報 Vol.1479「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」についてをご確認ください。

【事務担当】いわき市 高齢福祉課 介護サービス整備係  
(電話) 22-7467